



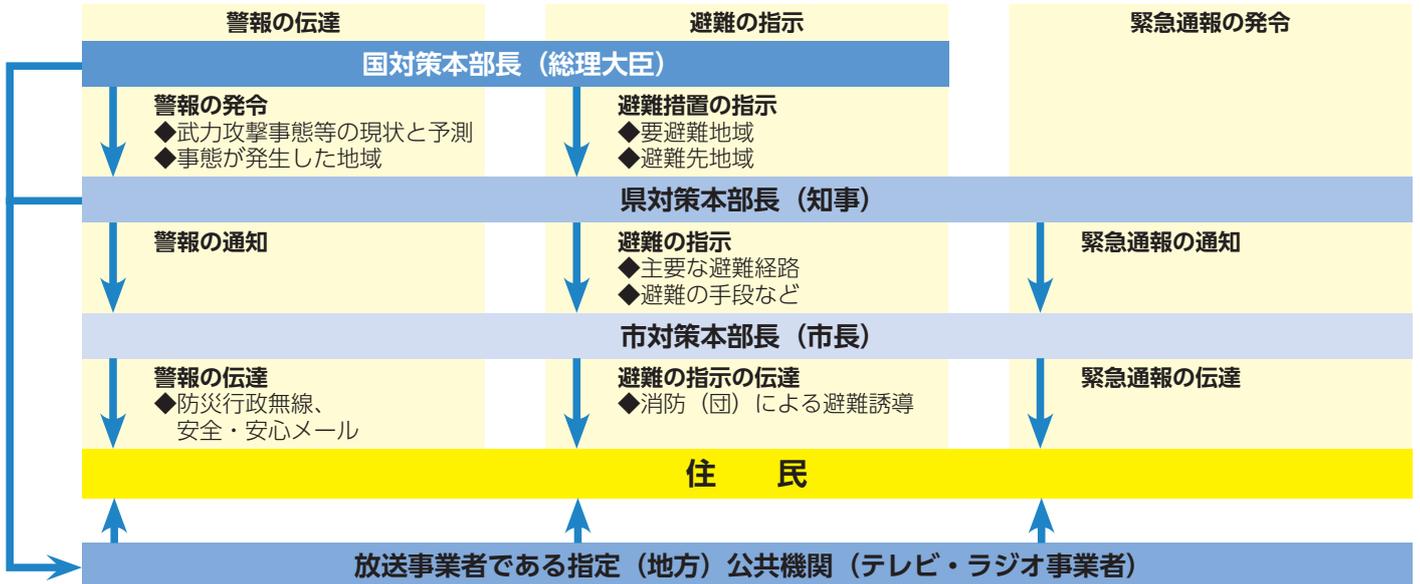
市では、平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、武力攻撃事態等において市民の生命、身体、財産を保護するための措置（住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等）を的確かつ迅速に実施するため、飯田市国民保護計画を策定しています。

武力攻撃事態における国民保護の位置付け



警報・避難指示等の伝達

緊急時には、市の防災行政無線や安心メールなどで避難情報などを住民に伝達します。



住民の避難

武力攻撃事態において警報が発令された後、さらに住民の避難が必要なとき、市長は県の避難指示を受け、住民に避難の指示を伝達します。

広告

あなたの問題解決に丁寧に取り組みます。
まずはお気軽にご相談下さい。

法人・個人の税務経営相談、譲渡、贈与、相続等の相談
事業承継、会社設立 その他

税理士 伊藤日出男事務所

税理士・行政書士 伊藤 日出男

ご相談予約・お問合せ **TEL.0265-22-3958**

〒395-0073 長野県飯田市羽場坂町2341-1 FAX.0265-23-3560